

協議第 1 号

男鹿・湖東地区消防広域化協議会会議運営規程（案）について

男鹿・湖東地区消防広域化協議会規約第 9 条第 6 項の規定に基づき、男鹿・湖東地区消防広域化協議会会議運営規程を別紙のとおり提案する。

令和 6 年 7 月 1 日提出

男鹿・湖東地区消防広域化協議会  
会 長 鈴 木 雄 大

## 男鹿・湖東地区消防広域化協議会会議運営規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、男鹿・湖東地区消防広域化協議会規約第9条第6項の規定に基づき、男鹿・湖東地区消防広域化協議会（以下「協議会」という。）の会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 協議会の会議（以下「会議」という。）の運営に際しては、公平で公正な協議の推進に努めなければならない。

（議長等の責務）

第3条 議長は、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

（会議の開会及び閉会）

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 委員が発言するときは、議長の許可を得なければならない。

（議決方法）

第5条 会議の議決方法は、出席した委員による全会一致を原則とする。ただし、これにより難い場合は、出席した委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

（会議の公開）

第6条 会議は、原則公開とする。ただし、議長は、会議を公開することにより公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合は、出席委員の半数以上の賛成をもって、公開しないことができるものとする。

（会議録の調製等）

第7条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製する。

- (1) 開催の日時及び場所
  - (2) 出席及び欠席委員等の氏名
  - (3) 議題及び議事の要旨
  - (4) その他議長が必要と認める事項
- 2 前項の会議録には、会議の資料を添付する。
- 3 作成した会議録は、議長が指名した2名の委員が署名しなければならない。

4 会議録及び会議に提出された文書は、原則として公開する。

(規律)

第8条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

(傍聴)

第9条 会議は、傍聴することができる。

2 会議の傍聴に関し、必要な事項については、協議会の会長（以下「会長」という。）が協議会に諮り別に定める。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り別に定める。

附 則

この規程は、令和6年 月 日から施行する。